

# 税金

暮らしと政治が  
見える

40

三木 義一

さる十一月中旬、東京の渋谷区で「暴力団追放都民大会」が開催され、佐藤英彦・前警察庁長官が、暴力団追放策として「暴力団の不当収益に課税できるようしなければいけない」と訴えたそうです。

そもそも暴力団が稼ぐ違法な利得に課税できるのでしょうか？ この問題はかつて大きな論争があり、課税したら国がその違法な利得を認めることになるのではないかと、いう反対もありました。しかし、まじめに働いて得た所得が課税され、違法な所得が野放しなのは不合理だとして、違法利得も所得として課税し、没収等がなされてその利益がなくなったら税を戻す、というのが原則で

## 暴力団と税

す。

近年でも指定暴力団山口組系五菱会のヤミ金融事件に関連して、社長がヤミ金融で得た所得約一億七千万円の申告漏れに対して約七千万円の追徴課税をしています。

ですから、課税は暴力

## 上納金も課税したいが...



団対策として強力な武器になります。京都府の警察暴力団総合対策要綱でも「課税通報措置の推進」が強調され、「税務当局との連携を更に強化し、暴力団犯罪の捜査において、課税措置に必要な資料の収集に努め、課税通報制度の一層効果的な運用を図ることにより、税務当局の権限の発動を促す」と指摘されています。

もちろん、暴力団へのみかじめ料等の違法な支出も経費に認められないのが原則です。このように対策は一応とられていますので、冒頭の前警察庁長官の発言が気になります。実は、暴力団に課税するにはいろいろな問題があるようなのです。

まず、暴力団は株式会社などの法人ではありません。だからといって、多数決の原理などによって組織が民主的に運営されている団体（人格なき社団といえます。この場合税法上は法人と扱われます）ともいえません。ですから、法人税の対象にはなりません。

暴力団の収入としては、いわゆる上納金が多いと思われるのですが、これは任意に集まる個人が負担する会費のようなものだということになります。従って、この上納金がこの任意の会の運営のために使われている限り、課税するのは難しいというわけです。

もちろん、組長などが上納金を私的に流用したことが確認できた場合は、その個人の所得とみなして課税することは可能ですが、その証拠をつかむのは並大抵ではありません。膨大な時間と手間がかかることも、おとなしく調査に応じてくれる一般納税者のところへ調査に行った方が徴税コストの観点からも効率的ということになります。